

くらしの 情報

広く村民の皆さんに呼びかけたいことがあります。たら、このページをご利用ください。

お知らせ

一日暴力団無料相談所を
開催します

◆(財)群馬県暴力追放県民会議

刑事・民事を問わず、暴力団員などによる各種被害、不当な要求行為、債権取立、不動産の売買・賃借の問題、交通事故示談等民事介入問題、その他暴力団(員)などに関する一切の問題について相談を受け付けます。

相談は無料で秘密は厳守。お気軽にご相談ください。

▼開設日時・場所 ①5月30日(火)午後1時～4時・群馬県青少年会館特設会場②6

月5日(月)午後1時～4時・太田市社会教育総合センター特設会場

▼相談員 弁護士、警察官、暴力追放相談委員

▼その他 当日は電話による相談も受け付けます。

特設電話番号TEL027-223-9386

▼問い合わせ (財)群馬県暴力追放県民会議 ☎027-254-1100

◆(財)群馬県母子寡婦福祉協議会

「母子家庭・寡婦福祉県民大会」における作文の募集

▼作文の題 「私の体験」や「私の家族・家庭」など(1500字程度)

▼応募対象者 県内に在住する、寡婦、母子家庭の母およびその子(高校生・中学生・小学生)

▼応募場所 財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会 〒371-0843 前橋市新前橋

町13番地12群馬県社会福祉総合センター内 ☎027-255-6636

▼応募締切 7月21日(金)必着

応募作品の中から選考して、優秀な作品を8月10日の「母子家庭・寡婦福祉県民大会」で表彰・発表します。

事業主を対象とした求人説明会を行います

◆沼田公共職業安定所

ハローワーク沼田では、平成19年3月新規学校卒業予定者(中学・高校・大学等)を募集する事業主を対象とした求人説明会を開催します。

新卒者の募集を予定している方は、是非参加ください。

▼日時 平成18年6月9日(金)午後2時から

▼場所 利根沼田文化会館

▼問い合わせ ハローワーク沼田(沼田公共職業安定所) ☎22-8609

税務職員(税務大学校生)を募集します

◆関東信越国税局税務署

▼受験資格 昭和61年4月2日～平成元年4月1日生まれの者

▼試験の程度 高等学校卒業程度

▼申込受付期間 6月20日(火)～6月27日(火)(消印有効)

▼申込書の請求先 沼田税務署総務課 ☎22-2131

▼申込先 人事院関東事務局 〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1

☎048-740-2006

第1・3土曜日は 公民館図書室へ

期 日	特 集
5月20日(土)	株について知りたい
6月3日(土)	占いに夢中
17日(土)	〃

■時間 午前10時～午後2時

■小学生向けの特集

5月 外で遊ぶ本

6月 雨の日に読む本

■問い合わせ 村教育委員会

事務局 ☎24-5120

おまわりさんからのお知らせ

6月1日から駐車違反の取締りが変わります

道路交通法の改正により駐車違反の取締り方法などが大きく変わります。運転者の他に使用者や車検を受ける人にも影響しますので、駐車違反をしないようにしましょう。

○車両の所有者などを対象とした放置違反金の制度が導入さ

れます

○民間の駐車監視員が放置駐車違反の確認を行います

○悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き短時間の放置駐車も取締ります

○放置違反金を納付しないと車検が受けられなくなります

特設人権相談所

家庭内や隣近所のもめごとなどでお悩みの人は、ご相談ください。村人権擁護委員が相談に応じます。◆日時：6月7日（水）、午後1時30分～4時、◆会場：役場会議室。

健康相談

高血圧や糖尿病などでお悩みの人は、ご相談ください。役場保健師が相談を受けます。◆日時：5月31日（水）、午後1時～4時、◆場所：村保健センター ☎24-5142。

こころの健康相談

「眠れない」、「イライラして落ち着かない」など、心に悩みを持つ人はご相談ください。専門家が相談に応じます。◆日時：6月2日（金）、午後1時30分～（事前に電話予約を）、◆会場：沼田保健福祉事務所 ☎23-2185。

女性相談センター

パートナーからの暴力やさまざまな悩みを持っている女性の相談や支援を行います。◆日時：平日午前9時～午後8時、土日祝日午後1時～5時 ◆相談専用電話 ☎027-231-4488

今・月・の・納・期

軽自動車税、固定資産税1期、下水道使用料1期は5月31日（水）が納期です。完納にご協力ください。

わが村の人口

人口	7,894人 (-6)
男	3,894人 (+8)
女	4,000人 (-14)
世帯数	2,224人 (+4)
※ () 内は前月比	
5月1日現在 (住基人口)	

税制が変わります

—土地の税負担の調整措置—

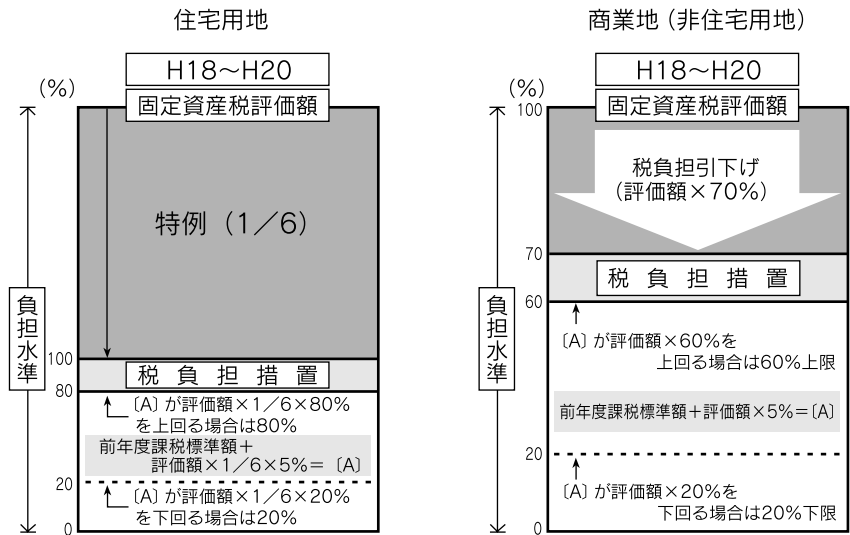
固定資産税の算出には、土地や家屋の評価額のほかに税額算定のもとになる課税標準額があり、税額はこの課税標準額に税率をかけて算出しています。

このうち、土地については、これまで前年度課税標準額の今年度評価額に対する割合（負担水準）に応じて税負担がなだらかに上昇するように、逆に税の負担水準が高い土地は、引き下げまたは据え置いて、税負担の均衡化を図ってきました。

しかし、こうした負担調整措置では、水準を合わせるのに約20年以上の期間が必要となるため、本年の評価替え年を基準に税制改正が行われ、負担水準の均衡化がより促進されることとなります。そのため、負担水準の低い土地は、平成17年度課税標準額に平成18年度評価額の5%が上乘せられます。

(算出例)

※ [A] は今年度課税標準額



です



4月届出分

うぶごえ

☐お誕生おめでとうおめでとうございます。

滝久保・井上 彩斗くん

健二 さんの子 4月14日生

中野上・菅原 祐樹くん

寿雄 さんの子 4月14日生

追分・佐藤 百王くん

信雄 さんの子 4月18日生

宿・加藤 大輝くん

晃 さんの子 4月18日生

おくやみ

■ごめい福をお祈りいたします。

滝寺・飯塚 文子さん

84歳 4月5日没

三ッ谷・島田 全次さん

79歳 4月14日没

下宿・大淵 輝二さん

93歳 4月20日没

永井上・八木 将圭さん

35歳 4月29日没

中野上・塩野根之吉さん

92歳 4月30日没

※掲載を希望されない方は、届出の際に申し出てください。